

防地地（事）第 2 4 8 号
令和 7 年 4 月 1 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合について（通達）

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号）第 1 2 条の規定に基づき、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合又は額について（防地防第 2 5 6 7 号。2 0 . 3 . 7）は廃止する。

添付書類：別紙

民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条の規定により、防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第4条又は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき交付した補助金により自衛隊等の航空機等により生ずる音響の障害の緩和措置を講じた施設（旧法第3条第2項若しくは法第3条第2項の規定に基づき補助金を交付した施設、又は行政措置により防音工事に係る補助金を交付した学校、病院及びこれらに類する施設で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産の処分により法第8条に規定する施設へ転用された施設を含む。以下「防音工事を実施した施設」という。）のうち設置後15年以上経過し、防音機能が低下しているものの復旧工事（以下「防音機能復旧工事」という。）について、防衛大臣が定める補助の割合は、下記のとおりとする。

ただし、令和7年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和6年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和7年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和6年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和7年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和6年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和7年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。

記

児童養護施設、看護師養成所、准看護師養成所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設に係る補助の割合は、10分の7.5とし、市町村の消防の用に供する庁舎に係る補助の割合は、10分の5とし、農民研修施設、林業研修施設、漁民研修施設、農民集会施設、市町村の主たる事務所、商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係る補助の割合は、3分の2とする。